

# 青森空港有料道路の社会実験の期間延長について

令和元年9月10日

青森県道路公社

青森県道路公社では、平成29年7月19日から青森空港有料道路で実施している通行料金の往復割引社会実験の期間を令和3年3月31日まで延長することとしました。

## 記

### 1 社会実験の延長について

往復割引の社会実験は、料金徴収期間を平成29年7月19日から10年間延長することに合わせて、より多くの方々に青森空港有料道路を利用いただくためのサービス向上策の一つとして実施しています。この度、この社会実験継続による効果や、消費税率の改定に伴う有料道路の料金改定による交通量や料金収入への影響を更に確認・検証するために、令和3年3月31日まで延長することとしました。

### 2 社会実験の内容について

社会実験の期間延長にあたって、往復割引の内容に変更はなく、これまでどおり往復利用した場合には復路の料金が全車種「ワンコイン」の100円です。

対象車両についても変更はなく、普通車、軽自動車、大型Ⅰ、大型Ⅱの4車種です。

#### ・クーポン券について

クーポン券による割引を継続します。現在、往路で配布しているクーポン券には、有効期限が記載されていますが、社会実験の延長により、令和元年9月30日までに発行されたクーポン券につきましても、記載されている期限にかかわらず令和3年3月31日まで有効です。

なお、第三者から売買・譲渡されたクーポン券を使用すると不正通行となりますので、ご注意ください。

※料金所では、往路で通行料金をお支払いのときに料金徴収員が復路のクーポン券を配布しています。復路では料金徴収員にクーポン券とともに「ワンコイン」現金100円をお支払いいただきます。

クーポン券は（弘前方面から青森方面に向かう）上り方向と（その逆向き）の下り方向があり、方向が異なるクーポン券では割引を受けられません。

#### ・往復回数券について

往復回数券についても社会実験の延長に伴い、販売期間を令和3年3月31日まで継続します。なお、往復回数券には使用期限がありません。

※往復回数券は、紙の回数券で青森方向（上り）10枚、弘前方向（下り）10枚の10往復がセットとなっています。往復回数券は往路を通常料金、復路を全車種100円とした販売価格となっています。現金での利用者が復路でクーポン券を利用した場合と同じ料金設定となっています。